

掛川市条例第43号

掛川市二の丸美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月24日

掛川市長

(別紙)

掛川市二の丸美術館条例の一部を改正する条例

掛川市二の丸美術館条例（平成17年掛川市条例第161号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(開館時間等) 第4条 (略)</p>	<p>(開館時間等) 第4条 (略) <u>(美術館の管理)</u> 第5条 <u>美術館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u> 2 <u>前項の規定により指定管理者が行う美術館の管理の業務は、次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務</u> <u>(2) 第7条第1項の美術品等の利用の許可に関する業務</u> <u>(3) 美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、美術館の運営に関し市長が必要と認める業務</u></p>
<p>(入館の制限) 第5条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</u> (1)～(4) (略) (美術品等の利用許可) 第6条 <u>学術研究等のため、美術品等の撮影、模写、模造、熟覧等（以下「美術品等の利用」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u> 2 <u>市長は、美術品等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</u></p>	<p>(入館の制限) 第6条 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</u> (1)～(4) (略) (美術品等の利用許可) 第7条 <u>学術研究等のため、美術品等の撮影、模写、模造、熟覧等（以下「美術品等の利用」という。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</u> 2 <u>指定管理者は、美術品等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</u></p>

3 市長は、美術品等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、美術品等の利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(観覧料)

第7条 美術品等を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を減免することができる。

(観覧料の不還付)

第9条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(優待券等)

第10条 市長は、特に必要があると認める場合には、優待券又は招待券を発行することができる。

(美術館協議会)

第12条 (略)

3 指定管理者は、美術品等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、美術品等の利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(利用料金)

第8条 美術品等を観覧しようとする者は、指定管理者に対し、美術館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(美術館協議会)

第12条 (略)

(指定管理者の指定の手続)

第13条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用及びサービスの向上を図るものであること。

(2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

<p>(委任) 第13条 (略)</p>	<p>(3) <u>事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u> 第14条 <u>指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、美術館の管理を行わなければならない。</u> (委任) 第15条 (略)</p>
--------------------------	---

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区 分			利 用 料 金	掛川城入館券同時購入者に係る利用料金
個人	常設展	一般（高校生を含む。）	200円	100円
		中学生、小学生及び小学校就学前の者	無料	
	特別展	一般（高校生を含む。）	市長が定める額	
		中学生、小学生及び小学校就学前の者	無料	
団体	常設展	一般（高校生を含む。）	160円	80円
		中学生、小学生及び小学校就学前の者	無料	
	特別展	一般（高校生を含む。）	個人に係る所定の利用料金の8割に相当する額	
		中学生、小学生及び小学校就学前の者	無料	

備考

- 1 「一般」とは、中学生、小学生及び小学校就学前の者以外の者をいう。
- 2 団体とは、20人以上の場合をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の掛川市二の丸美術館条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第13条の規定の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行に伴って必要となる新条例第8条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

（経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に存する改正前の掛川市二の丸美術館条例第10条の規定により発行された優待券及び招待券（以下「優待券等」という。）で通用期間の満了前にあるものについては、この条例の施行の日から当該優待券等の通用期間が満了するまでの間は、なお効力を有する。

